

平成29年3月24日

各 位

会 社 名 河西工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 堀 浩治  
(コード7256： 東証第1部)  
問合せ先 取締役専務執行役員 半谷勝二  
(TEL： 0467-75-1125)

## 業績連動型報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く）ならびに執行役員、技師長および主務（以下、あわせて「取締役および執行役員等」という。）を対象に新しい業績連動型報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成29年6月23日開催予定の当社第86回定時株主総会（以下、「本総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入

当社は、取締役および執行役員等を対象に、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当社の業績と株式価値との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い報酬制度である本制度を、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に導入することを本日開催の取締役会にて決議し、本制度に関する議案を本総会に付議することといたしました。

具体的には平成28年6月24日開催の第85回定時株主総会にて決議いただいた取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額とは別枠で新たな業績連動型報酬を平成30年3月末日で終了する事業年度から取締役および執行役員等に対して支給するため、報酬等の額および内容についてご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の導入に伴い、本総会における本制度に関する議案の承認可決を条件として、現行のストックオプション制度を廃止し、新たなストックオプションの付与は行わないことといたします。ただし、すでに付与したストックオプションとしての新株予約権のうち未行使のものは、今後も存続します。

#### 2. 本制度の概要

本制度では、取締役および執行役員等のうち国内居住者に対しては、株式給付信託（詳細は下記(1)ご参照。以下、「本信託」という。）を利用し、国内非居住者に対しては、金銭で給付する業績連動型金銭報酬制度（詳細は下記(2)ご参照。以下、「金銭報酬制度」という。）

を利用します。国内非居住者にも株式給付信託の適用を検討しましたが、海外における証券関連法務、税務、会計が日本とは異なること等を総合的に勘案し、国内非居住者には金銭報酬制度を適用することにいたしました。

本制度で取締役および執行役員等に対し対象期間（下記（1）③、（2）③に定義する。）に給付する役員報酬の上限は、本信託と金銭報酬制度を合算して3億21百万円とします。

(1) 株式給付信託

①概要

本信託は、当社が信託に対して金銭（その上限は下記⑥のとおりとします。）を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役および執行役員等に対して、当社が定める役員報酬に係る株式給付規程（以下、「株式給付規程」という。）に従って、業績達成度、業績貢献度に応じて当社株式を給付する業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役および執行役員等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役および執行役員等の退任時となります。

②対象者

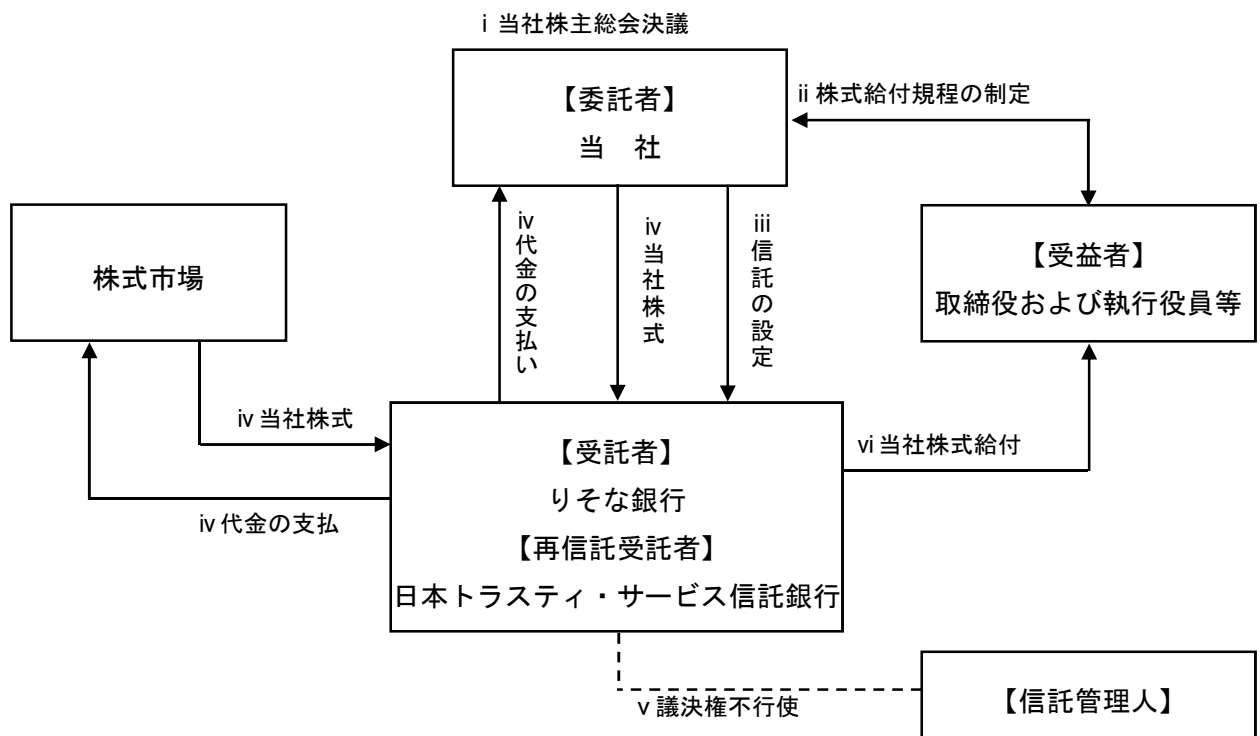
取締役および執行役員等のうち国内居住者とします。

③対象期間

平成30年3月末日で終了する事業年度から平成32年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度および当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間（以下、それぞれの3事業年度を「対象期間」という。）とします。

④信託の設定

当社は、受託者との合意の上で、以下の信託を設定します。



- i. 当社は、本制度の導入に関して当社株主総会において、取締役および執行役員等の役員報酬枠の承認決議を得ます。
- ii. 当社は、本信託の導入に関して取締役会において株式給付規程を制定します。
- iii. 当社は、上記 i の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本信託の対象者を受益者候補とする信託を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加して信託することができるものとしします。
- iv. 本信託は、上記 iii で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式の処分）または株式市場から取得します。
- v. 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとしします。
- vi. 信託期間中、上記 ii の株式給付規程の定めにより、本信託の対象者の役位および業績達成度、業績貢献度に応じて対象者にポイントが付与されます。原則として取締役および執行役員等の退任時において株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。

#### ⑤信託期間

平成 29 年 8 月中旬(予定)から本信託が終了するまでとします(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとしたします。)

なお、本信託は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止、金銭報酬制度の終了等により終了するものとしたします。

#### ⑥当社が拠出する金員の上限

当社は、当初対象期間の役員報酬として本信託に基づく対象者への給付を行うための株式の取得資金として、金銭報酬制度と合算して 3 億 21 百万円を上限とする金員を拠出し、受益者の要件を満たす対象者を受益者とする本信託を設定します。対象期間中、金銭報酬制度と合算して 3 億 21 百万円の範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとしします。

本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は対象期間ごとに、金銭報酬制度と合算して 3 億 21 百万円を上限として追加拠出を行います。但し、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役および執行役員等に付与されたポイント数（ポイントについては、下記⑧ご参照。）に相当する当社株式で対象者に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、あわせて「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出できる金額の上限は、金銭報酬制度と合算して 3 億 21 百万円から残存株式等の金額（株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって残存株式の金額とします。）を控除した金額とします。

ご参考として、平成 29 年 3 月 23 日の終値 1,421 円での取得を前提とした場合、当初の対象期間に関して当社が取締役および執行役員等への給付を行うための金銭報酬制度と合算した株式の取得資金として拠出する資金の上限額 3 億 21 百万円を原資に、すべて株式として取得した場合の株式数は、225,800 株（単元未満株は切捨）となります。なお、本信託が取得する時点の株価により取得する株式数は増減します。

#### ⑦信託による当社株式の取得方法および取得時期

本信託による当社株式の取得は上記⑥の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により行います。

#### ⑧本信託対象者へ給付される当社株式数の算出方法

本信託対象者には、各対象期間中の各事業年度における役位および業績達成度、業績貢献度に応じて各事業年度にポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式給付に際し、1 ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます（ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

#### ⑨本信託対象者への当社株式給付時期

本信託対象者が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、原則として、退任時に定められた確定ポイント数の 80%に相当する数（単元未満株式は切捨て）の当社株式を給付し、残りの 20%に相当する数の（単元未満株式は切捨て）当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭を給付するものとします。

#### ⑩信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社経営への中立性を確保するため、一律不行使といたします。

#### ⑪信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることとなります。

#### ⑫信託終了時の取扱い

本信託は、株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭および本信託内に残存する配当金については、その時点で在任する本信託の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付することを予定しています。

## 【本信託の概要】

名称	: 役員向け株式給付信託
委託者	: 当社
受託者	: 株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
受益者	: 本信託対象者のうち、受益者要件を満たす者
信託管理人	: 当社と利害関係を有しない第三者
本信託契約の締結日	: 平成 29 年 8 月中旬 (予定)
金銭を信託する日	: 平成 29 年 8 月中旬 (予定)
信託の期間	: 平成 29 年 8 月中旬 (予定) から本信託が終了するまで

## (2) 業績連動型金銭報酬

### ①概要

金銭報酬制度は、当社が定める役員報酬に係る金銭給付規程（以下、「金銭給付規程」という。）に従って、業績達成度、業績貢献度に応じて金銭報酬を給付する業績連動型の金銭報酬制度です。なお、取締役および執行役員等が金銭報酬の給付を受ける時期は、原則として取締役および執行役員等の退任時となります。

### ②対象者

取締役および執行役員等のうち国内非居住者とします。

### ③対象期間

平成 30 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 32 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度および当該 3 事業年度の経過後に開始する 3 事業年度ごとの期間（以下、それぞれの 3 事業年度を「対象期間」という。）とします。

### ④金銭報酬制度の運営

- i. 当社は、本制度の導入に関して当社株主総会において、取締役および執行役員等の役員報酬枠の承認決議を得ます。
- ii. 当社は、金銭報酬制度の導入に関して取締役会において本制度に基づく金銭報酬に係る金銭給付規程を制定します。
- iii. 金銭報酬制度の制度期間中、上記 ii の金銭給付規程の定めにより、金銭報酬制度の対象者の役位および業績達成度、業績貢献度に応じて退職時に給付する金額相当額を引当（積立）します。取締役および執行役員等の退任時において金銭給付規程に定める一定の要件を満たした対象者に対して、引当（積立）られた金額に応じた金銭報酬を給付します。

#### ⑤金銭報酬制度の期間

平成 29 年 8 月中旬（予定）から金銭報酬制度の適用を開始します。（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り金銭報酬制度は継続するものいたします。）。

なお、金銭報酬制度は、当社株式の上場廃止、金銭給付規程の廃止、本信託の終了等により終了するものいたします。

#### ⑥当社が拠出する金員の上限

当社が対象期間中に金銭報酬制度に引当てることができる金銭報酬額は、本信託と合算して 3 億 21 百万円を上限とします。

なお、対象期間経過後も、金銭報酬制度が終了するまで間、当社は対象期間ごとに、本信託と合算して 3 億 21 百万円を上限として、金銭報酬額を引当てることができるものとします。

#### ⑦金銭報酬制度対象者へ引当（積立）される金銭報酬額の算出方法

金銭報酬制度対象者には、各対象期間中の各事業年度における役位および業績達成度、業績貢献度に応じて各事業年度に金銭報酬規程により計算された金銭報酬額が引当（積立）られます。

#### ⑧金銭報酬制度対象者への金銭報酬給付時期

原則として、金銭報酬制度対象者が退任し、給付要件を満たした場合、所定の手続きを行うことにより、引当（積立）てられた金額に応じた金銭報酬を給付します。

#### ⑨金銭報酬制度終了時の取扱い

金銭報酬制度は、金銭給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

金銭報酬制度の終了時においては、金銭報酬制度各対象者に対し、引当（積立）られた金額に応じた金銭報酬を給付することを予定しています。

以上